

第 1 編 総 規

○東総地区広域市町村圏事務組合規約

〔 昭 和 46 年 9 月 18 日 〕
〔 千 葉 県 指 令 第 2072 号 〕

改正 昭和 48 年 7 月 16 日 県指令第 1691 号

改正 昭和 49 年 12 月 16 日 県指令第 2552 号

改正 平成 3 年 2 月 15 日 県地指令第 17 号

改正 平成 4 年 3 月 31 日 県地指令第 35 号

改正 平成 17 年 6 月 30 日 県市指令第 4 号

改正 平成 18 年 1 月 10 日 県市指令第 42 号

改正 平成 18 年 3 月 23 日 県市指令第 88 号

改正 平成 18 年 10 月 27 日 県市指令第 13 号

改正 平成 19 年 1 月 26 日 県市指令第 43 号

改正 平成 23 年 1 月 19 日 県市指令第 2015 号

改正 令和 4 年 2 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(目的)

第 2 条 組合は、東総地区広域市町村圏（以下「市町村圏」という。）の振興整備に関する事務及び事業を行い、東総地区の均衡ある発展を期することを目的とする。

(組合を組織する市)

第 3 条 組合は、銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 4 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 市町村圏の振興整備に関する事業の実施に関すること。

- (2) 関係市職員の共同採用試験に関すること。
- (3) 関係市職員の共同研修に関すること。
- (4) 一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設の建設及び管理運営に関すること。
- (5) その他前各号に附帯する事務
(事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、千葉県旭市高生1番地に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とする。

- 2 組合議員は、関係市の議会の議長及び関係市の議会において選挙された議員2人をもつてこれに充てる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市の議会の議長にあつては、当該市の議会の議長の職にある期間とし、関係市の議会の議員にあつては、当該市の議会の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による。
- 3 会計管理者は、管理者が関係市の会計管理者のうちから命ずる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長としての任期による。

(職務権限)

第11条 管理者は、組合を統轄し、これを代表するとともに組合の事務を管理し及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者が欠けたとき、または、管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(職員)

第12条 第9条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員の設置及び選任の方法)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者1人及び組合議員のうちから1人を選任する。

(監査委員の任期)

第14条 監査委員の任期は、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては3年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことができる。

第4章 経費の負担等

(経費の支弁の方法)

第15条 組合の経費は、関係市の負担金、財産による収入及びその他の収入をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する関係市の負担金の負担基準は、条例で定める。

第5章 基金の設置

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第16条 市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

(関係市からの出資等)

第17条 基金は、関係市出資金、県助成金等により設置する。

- 2 前項により造成される基金のうち関係市による出資金の出資基準は、条例で定める。

(基金財産に対する関係市の権利)

第 18 条 基金が廃止されたときは、関係市からの出資金に相当する額は、当該市に帰属するものとする。

附 則

- 1 この規約は、千葉県知事の許可があつた日から施行する。
- 2 この規約の施行前に行なわれた組合議員の選挙については、第 6 条第 2 項の規定による選挙とみなす。

附 則 (昭和 48 年 7 月 16 日県指令第 1691 号)

この規約は、千葉県知事の許可があつた日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 12 月 16 日県指令第 2552 号)

この規約は、千葉県知事の許可があつた日から施行する。

附 則 (平成 3 年 2 月 15 日県地指令第 17 号)

この規約は、千葉県知事の許可があつた日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日県地指令第 35 号)

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 30 日県市指令第 4 号)

この規約は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 10 日県市指令第 42 号)

この規約は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 23 日県市指令第 88 号)

- 1 この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この規約の施行の日の前日において、現に組合議員である者のうち、関係市町の長である者の任期は、改正前の第 7 条第 1 項の規定にかかわらず平成 18 年 3 月 26 日までとする。
- 3 この規約の施行の際、現に組合議員である者のうち、改正前の第 6 条第 2 項ただし書の規定により選出された組合議員は、改正後の第 6 条第 2 項の規定に

より選出された組合議員とみなす。

附 則（平成 18 年 10 月 27 日県市指令第 13 号）

- 1 この規約は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東総地区広域市町村圏事務組規約第 4 条第 5 号の規定は、この規約の施行の際現に銚子市、旭市及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合がそれぞれ管理している一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設には、適用しない。

附 則（平成 19 年 1 月 26 日県市指令第 43 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 19 日県市指令第 2015 号）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。